

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第四地区を廃止するとともに、第六地区及び第八地区について区域の縮小を行う。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日の翌日から施行する。(附則関係)